

## 重要事項説明書・契約書

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1、事業者概要

事業者名称	特定非営利活動法人プラットファーム
所在地	神奈川県鎌倉市御成町3-10鎌万ビル2階 A号室
代表者	理事長 北川 幸子
電話番号	080-1322-9588
URL	<a href="https://platfarm.org/">https://platfarm.org/</a>

### 2、事業所概要

事業所名称	子どもと若者の訪問看護
指定番号	1461990936
所在地	〒237-0076 神奈川県横須賀市船越町一丁目52番地4
管理者	前田 華菜子
電話番号	046-854-5509
URL	<a href="https://platfarm.org/nursing/">https://platfarm.org/nursing/</a>

### 3.事業の目的と運営方針

#### 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

#### 運営の方針

(1)子どもと若者の訪問看護(以下、本事業所という。)の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。

(2)事業の実施にあたっては、医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係区市町村、地域の保健・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3)本事業所は、必要なときに必要な訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

#### 4.本事業所の職員体制(令和7年5月1日現在)

職種	常勤	非常勤
管理者(看護師)	1名	
看護師		3名
事務員		

#### 5.営業

営業日・時間	水曜日～土曜日(祝日除く、12月29日～1月3日除く) 午前8時45分～午後5時45分
サービス提供日・時間	月曜日・水曜日～土曜日(祝日含む、12月29日～1月3日除く) 午前8時45分～午後5時45分

#### 6.営業地域

通常の地域	横須賀市、三浦市、鎌倉市、逗子市、葉山町
-------	----------------------

(注)上記以外の地域への訪問看護では交通費は実費の扱いとなります。

#### 7.利用料

○利用料として、介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

○利用者は、子どもと若者の訪問看護料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料およびサービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

##### ○利用料の支払い方法

毎月、15日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。

###### 1)利用者の指定の口座から、自動振替の場合

利用料は1カ月単位とし、当該月の利用料は翌々月1日に利用者が指定する口座から毎月1日に振替えます。(1日が土・日・休日の場合は、その翌日)

###### 2)現金払いの場合

利用料は1カ月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収証を発行いたします。

###### ※キャンセル料

キャンセル料は請求いたしませんが、訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をお願いいたします。  
(連絡先 : 046-854-5509 / [kodomowakamono.houmon@platfarm.org](mailto:kodomowakamono.houmon@platfarm.org))

## 8.緊急時等の対応の方法

・サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、事前の打ち合わせに基づき、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡（ご家族等）、介護保険の適用があるお客様の場合は介護予防サービス計画又は居宅サービス計画を作成した関係機関（地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等）へ連絡します。

・営業時間外の、夜間や休日等に容態の急変等、緊急のケースが発生した場合に備えて、あらかじめ担当看護師に緊急時の対処についてよくご相談ください。

ご家族 氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

連絡先(昼) \_\_\_\_\_

連絡先(夜) \_\_\_\_\_

主治医 医療機関名 \_\_\_\_\_ 医師名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

## 居宅支援事業所

事業所名 \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

## 9.事故発生時の対応

(1)訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2)利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10.感染症蔓延及び災害等発生時の対応

(1)感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

(2)指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

## 11.秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

## 12.利用者への不適切な対応防止

本事業者は、利用者等の人権の擁護のため、また虐待等ハラスメントの防止・カスタマーハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2)居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3)職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

## 13.苦情申し立て窓口

子どもと若者の訪問看護 (担当者) 看護師 前田華菜子	所在地：〒237-0076 神奈川県横須賀市船越町一丁目52番地4 電話：046-854-5509 受付日時：水曜日～土曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時45分～午後5時45分
横須賀市 民生局福祉こども部 介護保険課給付係	所在地：〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地（分館2階） 電話：046-822-8253／F A X：046-827-8845 受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
三浦市 保健福祉部 高齢介護課	所在地：〒238-0298 神奈川県三浦市城山町1-1 電話：046-882-1111／F A X：046-882-2836 受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
鎌倉市 健康福祉部 介護保険課	所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 本庁舎1階 電話：0467-61-3950 受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
逗子市 福祉部高齢介護課	所在地：〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5-2-16 電話：046-873-1111 受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
葉山町 福祉課	所在地：〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地 電話：046-876-1111／F A X：046-876-1717 受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

神奈川県国民健康保険団  
体連合会  
介護保険課  
介護苦情相談係

所 在 地： 〒220-0003 横浜市西区楠町27番地1  
電 話： 045-329-3447  
受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
午前8時30分～午後5時15分

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

指定居宅サービス事業者

所在地 〒237-0076 神奈川県横須賀市船越町一丁目52番地4  
子どもと若者の訪問看護

(説明者) 氏名 \_\_\_\_\_ (管理者) 前田華菜子

私は本書面により本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_